

雇用調整助成金等の

12月28日まで

申請支援制度を延長しました

▽ 県では、**社会保険労務士の無料訪問相談**を実施しています

〔利用するには…〕

電話またはメールで申し込み

電話：055-223-1561

メール：rosei-koy@pref.yamanashi.lg.jp

✉ メール ✉

- ・事業所名
- ・郵便番号
- ・所在地
- ・担当者
(役職・氏名)
- ・電話番号
- ・訪問希望日
(第3希望まで記載)

訪問日程などを労政雇用課から
FAXまたはメールでご連絡します

社会保険労務士が事業所を訪問しますので
お困りのことをご相談ください



たとえば…

- 再度休業する場合に備えて、雇用調整助成金が申請できるように準備しておきたい。
- 賃金台帳や出勤簿などの作成方法を確認したい。
- 労働保険制度や労使間協定について知りたい。
- 新型コロナウイルス対応休業支援金について知りたい。

利用者の皆さまの声

雇用調整助成金の申請書類の作成方法や必要な手続きについてわからないところを丁寧に教えてもらうことができました。
(甲府市・飲食店)

4～5月に休業した時に申請書や帳簿類に不備があり、助成金の申請ができなかった方などはいませんか？
現在休業していなくても、今から準備しておけば、今後の休業では申請できるかもしれません。
基本的なことでも結構です。ぜひ私たちにお気軽にご相談ください。



社会保険労務士